

[事案 23-112] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 5 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

加入時に保険という説明がなく、虚偽の説明があったので、保険契約をするつもりはなかったとして、契約の取り消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 12 月及び平成 22 年 1 月、2 つの米ドル建て積立利率変動型終身保険契約を締結したが、下記の理由のとおり、保険とは認識していなかったため、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険商品であるという説明が一切なく、「為替の変動にもよるが絶対に損をしないから預金にしないか」と勧められた。
- (2) もともと生命保険・医療保険には加入しており、この商品に加入する理由がない。
- (3) 母子家庭であり、月 10 万円の保険に加入するわけもないし、きちんと説明を受けていれば加入しなかった。
- (4) 支払った保険料は子供 2 人の学資のための資金であった。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、「預金だという説明を受けた」、「保険商品であるという説明が一切なかった」という申立人の主張を受け入れることはできないため、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 本契約のパンフレットおよび申込書類には「生命保険契約」という文言が複数箇所に明記されており、申立人はこれらの書類を確認したうえで、自署・押印している。
- (2) 本契約は 2 件とも医師取扱契約であったため、申立人は加入にあたり、医師の検診を受診している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申込書には、表題として「生命保険契約申込書」と太字で印字され、「保障内容」欄には「積立利率変動型終身保険」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」というような、本件商品が「生命保険」であることを意味する文言が各所に記載されており、「上記事項を確認のうえ保険契約を申し込みます。」との文言の下には、申立人の自署、押印が存在する。
- (2) 申込書に記載されている、『ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）』には、表紙に「積立利率変動型終身保険」との文字が大きなサイズで印刷されており、生

命保険である本件商品の内容が、各種のリスクを含めて、具体的に記載されている。

- (3) これらに、申立人の自署、押印のある「確認書」、「受領確認書」、申立人の自署のある「意向確認書兼適合性確認書」を併せれば、募集人は、勧誘に際し、募集資料を用いて、生命保険である本件商品の内容につき、各種のリスクを含めて説明していることが、強く推認できる。
- (4) しかしながら、募集人による募集行為に、次のとおり不適切な点があったといわざるを得ない。
- ① 申立人の年収は名目額でも 200 万円強であり、これに夜間のアルバイトによる名目年収を加えても、約 300 万円程度にすぎない。
 - ② 保険会社の社内ルールによると、年収 300 万円の場合、年払い保険料の目安は、上限 45 万円とされている。これに対し、申立契約の年間合計保険料は 22,020 ドルであり、為替レート 1 ドル=83 円で計算しても、約 182 万円に達しており、上記目安額の 4 倍にも及んでいる。
 - ③ 上記の社内ルールは、逆選択の混在や保険契約の継続性の懸念という観点からの規制であり、保険契約者の保護を直接の目的とするものではないが、それにしても、名目年収額の 3 分の 2 近くを保険料に充てなければならない保険契約を勧誘することは、不適切な募集行為という他はない。
 - ④ 募集人自身も、事情聴取において、申立契約の年間合計保険料は 700 万円から 800 万円の年収がなければ払いきれないと認めながら、他方で、申立人の年収を 400 万円程度と想像し、申立人が当時、「結構な援助を受けている。」と話していたことから、確たる根拠もなく、「合計で 600 万円から 800 万円ぐらいの収入があるから支払えるだろうと思った。」と述べているが、高額な保険料を正当化する理由になっていない。